

# 産業活性化特別委員会会議録

平成24年7月19日

場 所 第4委員会室

平成24年7月19日(木曜日)

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会

1. 学校における食育の状況について
2. 学校給食への地場産物の利用について  
総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、  
農政水産部
1. 本県経済や地域の活性化に向けた3つの  
県民運動の取組について
2. 農水産業に関する「地産地消」について
3. 食品関連企業へのアンケート調査及び食  
品産業活性化のための支援措置について
4. 県産材の地産地消について

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員(11人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		中野廣明
委員		外山衛
委員		後藤哲朗
委員		西村賢
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美

説明のために出席した者

教育委員会

教育長	飛田洋
教育次長 (総括)	高原みゆき
教育次長 (教育政策担当)	長濱美津哉
教育次長 (教育振興担当)	山本真司
総務課長	梅原裕二
学校政策課長	西立野康弘
学校支援監	今村卓也
スポーツ振興課長	田村司

総合政策部

総合政策部長	稲用博美
総合政策課長	金子洋士
中山間・地域政策課長	川原光男

環境森林部

環境森林課長	川野美奈子
山村・木材振興課長	河野憲二
山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室長	武田義昭

商工観光労働部

商工政策課長	中田哲朗
工業支援課長	田中保通
食品開発センター所長	工藤哲三

農政水産部

農政企画課長	鈴木大造
農政企画課 ブランド・流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	奥野信利
地域農業推進課 連携推進室長	工藤明也
営農支援課長	山内年

消費安全企画監 上山伸二  
農産園芸課長 加勇田 誠  
水産政策課長 成原 淳一  
復興対策推進課長 日高正裕  
畜産課長 押川 晶

---

事務局職員出席者

政策調査課主任技師 山口大吾  
政策調査課主幹 高村好幸

---

○内村委員長 ただいまから、産業活性化特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、前回委員会の委員協議を踏まえ、本委員会の調査事項の1つである「地産地消の推進に関すること」をテーマに、まず学校における食育と地産地消の取り組みについて、教育委員会から、次に県内における地産地消の現状と取り組みについて、総合政策部と関係する環境森林部、商工観光労働部、農政水産部より説明をいただきます。

その後、県内調査、県外調査、並びに次回の委員会について御協議いただきたいと思っております。このように取り進めてよろしいでしょうか。

○坂口委員 僕は最初から言ってきて、これから委員会を何遍かやるわけだけでも、時間的に間に合うのかなと思っておりますけれども、公共事業を含めた官庁調達、その地産地消のルールづくりを。というのは、きょうの調査事項は特別委員会でもなくとも、それぞれ単独の常任委員会で取り組める問題ばかりですわ。せっかく特別委員会をつくったんだから、総合政策部を中心に、例えば、きのう、厚生常任委員会で障がい者に対しての随意契約が法制化されたという

ような、そういったように宮崎県内の地産地消、公調達でも、ノート1冊から県内で生産されたとか県内のというそういうところの説明を欲しいと思うけれども、きょうで何回ですか——今回も入っていないんですけれども、そこらの整理はどんなにさせていただいているんですか。

○内村委員長 今、坂口委員からあったんですが、公共工事を含んでの地産地消は次回の方に計画しておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○坂口委員 そうでないかと後、時間がなくなっていくと思うんですね。

○内村委員長 最初からそれが出ておりましたので、次のときにその説明を求めたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○坂口委員 はい。

○内村委員長 わかりました。それでは、そういう形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時3分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

本日は、教育委員会においでいただきました。

初めに、一言ごあいさつ申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました都城市選出の内村仁子です。

時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども11名がさきの県議会で委員

として選任され、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略していただいております。

それでは、教育委員会の概要説明をお願いいたします。

**○飛田教育長** 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の産業活性化特別委員会資料をお願いいたします。

表紙をごらんください。本日は、「学校における食育と地産地消の取り組み」につきまして、学校における食育の状況について、並びに学校給食への地場産物の利用についての2項目につきまして、御説明させていただきます。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

**○西立野学校政策課長** それでは、学校における食育の状況について御説明させていただきます。産業活性化特別委員会資料の1ページをお開きください。

初めに、(1)の教科等における食育の取り組みについて御説明いたします。①の食育の位置づけの説明文をごらんください。「食育」という言葉の位置づけにつきましては、文部科学省が平成19年に策定し、その後、学習指導要領の改訂を踏まえ、平成22年3月に改訂した「食に関する指導の手引」では、児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、食に関する指導の目標を設定し、

その目標の達成に向け、家庭や地域との連携を図りながら、学校給食を教材として活用しつつ、関連教科等における食に関する指導を体系づけ、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することを、「学校における食育の推進」と位置づけております。したがって、学校において食育を推進するということは、給食の時間での指導はもとより、教科等の学習と関連づけを図りながら、児童生徒の発達段階を踏まえながら指導するということとなります。

中ほどの四角囲みの枠内をごらんください。文部科学省は、食に関する指導の目標として、アからカまでの6項目を設定しております。例えば、アの食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解するという目標では、主に小学校5～6年生での家庭科や給食の時間等で、食事の役割や、日常の食事の大切を気づかせたり、楽しく食事をするための工夫などについて指導しております。イの心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につけるという目標では、主に小学校体育の3～4年生での保健領域で、規則正しい1日3度のバランスのよい食事は心身の成長の基本であること、中学校保健体育の保健分野では、年齢や運動量に応じて栄養素のバランスや食事の量に配慮することなどを、また、中学2年の理科では、生命を維持する働き、消化と吸収の単元で、食育と関連させながら指導しております。カの各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つという目標では、小学校3年生から5年生での社会科等で、自然環境、伝統や文化、産業などの特色から生活の様子を学ぶ学習の中で、日常の食事は地域の農林水産物と関連していること、また、食文化や郷土食、伝統料理等

にも触れる指導をしております。

次に、関連する教科の中で、具体的にどのような指導が行われているのか、小・中・高等学校の家庭科の指導を取り上げながら御説明いたします。

②の家庭科における食に関する指導例の一覧表をごらんください。家庭科では、小中学校において学校給食を生きた教材として活用できる場を設定し、特別活動や総合的な学習の時間、他教科等と連携しながら食に関する指導を進めております。

例えば、表の指導項目・栄養及び食品の欄を小学校、中学校、高等学校と横に見ていきますと、小学校段階では、1食分の食事をバランスよくとるための学習をしますが、中学校段階では、朝、昼、夕の1日分のバランスのとれた献立について学習します。さらに高校段階では、青年期の栄養を基本としながら、家族の生活の度合いや、学童期、高齢期といったライフステージを考慮しながら、家族全員の1日分の献立について学習しております。また、調理では、小学校段階において、我が国の伝統的な日常食である米飯とみそ汁の授業の前に、例えば総合的な学習の時間で地元の農家による米づくりの話を入れるなど、食への感謝の気持ちをはぐくんだりする授業を関連させながら、家庭科の指導を行っております。また、食文化の項目では、中学校において、地域の食材を生かした調理で、地域の食材は生産者との距離が近く、新鮮であるという地域の食材を用いることの意義を学習し、例えば地元でとれるイワシやアジなどを使った魚の煮つけやムニエル、また地元の根菜類を使った豚汁などの調理に取り組み、実際に食材に触れることを通して、自分の住む地域の食文化に関心を持たせるようにしております。

このように、教科等における学習とも関連づけながら、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育活動全体を通して学校における食育が推進されております。

学校政策課の説明は以上であります。

**○田村スポーツ振興課長** 資料の2ページをお願いいたします。「のびのび食育実践事業」の概要と取り組み事例について御説明いたします。

この事業は、文部科学省によります栄養教諭を中核とした食育推進事業を受けまして、平成21年度より実施している、いわゆる国庫事業でございます。

事業の目的といたしましては、①に示しておりますけれども、学校給食及び食に関する指導における安全・安心な地場産物の活用、食に係る体験活動等による児童生徒の健康の保持増進及び食育の一層の充実、地場産物の活用を通して、地域の食文化等に対する関心の喚起及び理解の促進、栄養教諭が中核となった実践的な取り組みの推進及び成果等の周知の4つでございます。

事業の実施に当たりましては、②のアに示しておりますけれども、事業の開始から毎年、事業推進地域を指定しております。平成21年度は延岡市、日南市、新富町、平成22年度は三股町、平成23年度は宮崎市の旧清武町域を中心に組みんでいただき、4年目となる本年度は小林市をお願いしているところでございます。事業の内容といたしましては、イの学校給食及び食に関する指導への地場産物の活用、ウの地場産物を活用した体験活動等の実施の2つで構成しております。

学校給食及び食に関する指導への地場産物の活用に関してでございますが、これは、具体的には、学校関係者だけでなく、生産者や保護者、

市町村教育委員会や農林水産関係部局の職員など、幅広いメンバーで食育推進検討委員会を設け、地場産物活用促進上の課題や対策等について協議を行うものでございます。また、地場産物を活用した体験活動等の実施に関しましては、「弁当の日」の取り組みや、地場産物の生産に係る農作業体験、地場産物を使った料理教室やレシピ集の作成、郷土料理教室等、地域や学校の実態及びニーズに応じた活動を工夫しながら行うものでございます。

事業推進地域における取り組みを少し紹介いたしますと、③に示しておりますけれども、平成22年度に事業に取り組んでいただいた三股町におきましては、地域の特色を生かした多様な実践がありました。アの実践内容に示しておりますように、多様なメンバーによる食育推進検討委員会を設置しまして、取り組み内容等の検討がなされました。

具体的には、イにありますとおり、校長や栄養教諭を初め、保護者や町の産業振興課、町民保健課の職員、J Aの職員等、幅広い分野の人材が委員として参画しております。また、「弁当の日」の取り組みにつきましましては、県内でいち早く、町内すべての小中学校で実施していただきました。実施に際して、事前に米飯給食の日におにぎりづくりをしたり、給食を弁当箱に詰めやすい献立にして、児童が持参した弁当箱に詰める活動を行ったり、家庭科の時間に「弁当の日」に関する内容を学習させたりするなど、十分な準備を経て取り組まれております。

地場産物を活用した農作業体験や、郷土料理「がね」づくりの実施では、3ページの写真をごらんいただきたいと思います。1及び2にありますように、サツマイモやヒマワリの生産に取り組む、収穫したサツマイモや、栽培した

ヒマワリの種から油を絞る、これを写真3にありますように、揚げ油として使用して、写真4及び5のように、郷土料理「がね」づくりを行うなど、特色ある取り組みが行われております。このほか、夏休みには、地場産物を活用した料理のレシピを募集してレシピ集を作成したり、地域の生産者を学校に招き、地域産物を使った学校給食を通して交流を深める取り組みや、地元の生産者を招いての食に関する授業など、さまざまな取り組みが行われております。写真6は、地場産物を使った給食のひむか炊き込み御飯、北斗なべ、キュウリとチリメンのあえもので、キュウリが三股町内産であるほか、なべ用のみそは都城市の高崎産、チリメンなども県内産ということでございました。写真7は、三股小学校における生産者を招いての食に関する授業の様子を撮影したものでございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。「自分で作る『みやざき弁当の日』推進事業」の概要と取り組み事例について説明をいたします。

まず、①「弁当の日」の取り組みの概要について説明いたします。アに示しておりますように、「弁当の日」とは、子供が自分でつくった弁当を持参して登校し、皆で会食する取り組みで、県教育委員会では、平成22年度からこの取り組みの啓発普及に努めているところでございます。この取り組みの意義としましては、イに示しましたように、自分の食事を自分でつくったり適切に選んだりすることなどの食に関する実践力を培う。毎日、自分のために食事をつくってくれる保護者や食べ物の生産に携わる人たち等に対する感謝の心をはぐくむ。子供の自立、親の成長、家族や友達間のきずなづくりなど、多様な教育効果を生み、生きる力の基礎を培うこと

ができると考えております。学校の実施状況につきましては、ウにありますように、公立の小学校、中学校、高校を合わせまして、平成22年度は152校、平成23年度は335校と、2年連続で全国最多となっております。

それでは、事業の内容について御説明いたします。事業の目的は、②にありますように、取り組みの県内全域への普及定着、児童生徒の食に対する関心及び意欲の喚起、食に関する実践力、感謝の心、自立心などの育成としております。

次に、事業の概要でございますが、③にありますとおり、「『みやざき弁当の日』シンポジウム」の開催、実践校の指定による取り組みの推進及び成果の発信を主な柱としております。

まず、ア、「『みやざき弁当の日』シンポジウム」の開催についてでございますが、「弁当の日」の提唱者であります竹下和男氏による講演や、特色ある取り組みの見られる学校による実践発表、パネルディスカッション、「弁当の日」に関する資料の展示等を行っております。資料の5ページの写真8、9、10がありますけれども、昨年12月に木城町で開催しましたシンポジウムの様子を示させていただきました。

4ページにお戻りいただきまして、イの実践校の指定による取り組みの推進及び成果の発信につきましては、平成23年度、24年度とそれぞれ10校の小・中・高等学校に実践校をお願いしております。実践校には、学校や地域の特色を生かしながら、「弁当の日」に取り組んでいただいたほか、シンポジウム会場に展示する資料も作成していただいているところです。

④では、実践校の「弁当の日」の取り組み事例を紹介しております。日南市立鶴戸小中学校では、学校の立地や地域の産物、素材や人材を

生かした実にアイデア豊かな取り組みが行われており、地場産物の活用では、「Enjoy! My 弁当の日」と銘打って、旬の食材や地場産物を盛り込んだ弁当づくりを行うとともに、学校の廊下には、常時、「弁当の日コーナー」が設けられており、期間限定で「地場産物コーナー」が提示されるなど、児童生徒が地域の食材や食文化に関心を持つことをねらって、さまざまな工夫が施されております。また資料の5ページの写真をごらんいただきたいと思いますが、写真11では会食の様子、12ではうれしそうに野菜弁当を見せる男子生徒、13には兄弟で弁当づくりをしている様子、14には食材をゲットし喜ぶ様子など、鶴戸小中学校の「弁当の日」の取り組みの様子を載せさせていただきました。

資料の4ページにお戻りいただきまして、紹介いたしました鶴戸小中学校のほかにも、イにありますように、延岡市立北浦小学校を初め、県内の多くの学校が地場産物の活用をテーマに「弁当の日」に取り組んでおります。

資料の6ページをお願いいたします。2、学校給食への地場産物の利用について御説明いたします。

学校給食で地場産物を活用することは、それらの生産等に携わる方々の努力や苦労を理解し、食への関心の気持ちをはぐくむなど、さまざまな教育的意義があり、食に関する指導の教材としてより効果的に活用できることから、本県におきましても、学校給食における地場産物の活用を進めているところでございます。

(1) 学校給食における地場産物利用状況調査の結果をごらんください。内閣府が学校給食における地場産物を使用する割合を、平成27年度までに食材数で30%以上という数値目標を掲げておりますが、本県では既にこの数値を上回っ

ております。また、学校給食における米、牛乳につきましては、ほぼすべてで県内産を使用している状況でございます。

なお、地場産物活用の算出方法につきましては、カロリーベース、重量ベース、食材数ベースなどさまざまな算出方法がございますが、学校給食においては、この表にありますように、食材数ベースで算出しております。この食材数ベースの算出方法ですが、6月と11月の第3週の5日間において、学校給食に使用した食品数のうち地場産食品を使用した割合となっております。学校給食は、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、多種多様な食材を使用する必要があることから、食材数ベースの算出方法を採用しております。また、本調査は、完全給食を実施する公立小中学校のうち、全国の約500校をサンプリング調査したデータでございます。本県での対象は、単独調理場の小学校が3、単独調理場の中学校が1、共同調理場が1となっております。

次に、(2)「地産地消の日」の取り組みについてでございます。

本県が定める毎月16日の「ひむか地産地消の日」に合わせまして、学校給食を実施している県内のほとんどの学校で、毎月16日に「ひむか地産地消給食の日」を設けるなどして、地場産物を活用した学校給食を提供する取り組みを進めているところでございます。

主な例としましては、県内産牛肉や野菜等を多く使用した宮崎市の「ひむか丼」、国富町の特産物を使用した「千切り大根の卵とじ」、港町の家庭料理として伝統的につくられていた、かつおしょうゆぶしを使用した日南市の「うみっこ節のそばろ丼」、都城産のサツマイモを使用した郷土料理の「がね」、新富町産のズッキーニを使

用した「ズッキーニチャンプル」、延岡市で水揚げされたメヒカリを使用した「めひかりの磯辺揚げ」、日向市の特産物である平兵衛酢の果汁を使用した「へべす和え」、諸塚村の特産物である肉厚のシイタケを使用した「しいたけの揚げ煮」、美郷町産のキムチを使用した「キムチスープ」、高千穂町の1尾丸ごと素揚げして頭までおいしく食べられる「やまめの唐揚げ」など、地域や本県の産物を活用した、安全で安心のおいしい魅力ある学校給食が提供されております。

7ページには、先ほども申し上げましたが、日南市の「うみっこ節のそばろ丼」、高千穂町の「やまめの唐揚げ」の写真を出させていただきました。非常においしそうに写っていると思います。

説明は以上でございますが、このように、学校において食育を推進することは、子供たちの健全な発育・発達に大変有意義であると考えております。また、「弁当の日」の取り組みにより、みずから考え、みずから判断し、みずから表現する力などの実践力がはぐくまれ、ひいては生きる力の基礎が培われるものと考えております。さらに、学校給食に地場産物を活用することにより子供たちが地域に目を向けることになり、そのことで地域の産業に対する興味・関心が高まるとともに、地域への理解も深まると考えております。以上でございます。

**○内村委員長** ただいま説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

**○高橋委員** 4ページの③事業の概要のところ、イ、宮崎農業高等学校とか佐土原高校とか指定になってはいますけれども、学校給食があるんですか。高校は弁当だったと思うんですけれども、何か意味があるんでしょうか。

**○田村スポーツ振興課長** 実践校につきまして



は、10校ということで、小学校4校、中学校4校、高校2校ということで、高校につきましては、実際には弁当持参ということになっておりますが、特に高校生につきましては、実社会にすぐに出るといふこともありまして、また、弁当につきましては、恐らく自分でつくらずに、親御さんがつくっている状況があるということで、子供たちが自分たちでつくった弁当を持参するということにも挑戦してほしいということで指定をしているところでございます。

○高橋委員 とにかく高校生は自分でつくりなさいという、そういう啓発をされているということですね。

○田村スポーツ振興課長 はい。

○高橋委員 もう1点。6ページの地場産物の利用状況で、米と牛乳はほぼすべて県内産を使用している。「ほぼすべて」だけれども、一部使用していない。米と牛乳はすべて使えるような気がするんです。まさか供給不足じゃないわけでしょう。私はそこ辺は100%クリアできるような気がするんですけれども。

○田村スポーツ振興課長 「ほぼ」と言いましたけれども、なかなか難しいところがありまして、現実的には100%と言っていいぐらいの供給率になっているというふうにとらえております。

○高橋委員 わかりました。

○坂口委員 考え過ぎかも知れませんが、僕らの委員会の目的は地産地消で、地産のものを地消していこうと、そこにつながる。学校でこれだけ地産地消に一生懸命取り組んで成果を上げておられるということは評価できると思うんです。もう1つは、学校での教育指導の成果が実社会での県民の人たちの日常生活で地産地消、そこにつながっていくという工夫が一つ欲しいんです。これは限界があると思うんです。

ただ、学校給食なり学校の弁当の日を通じての地産地消を全校的に取り組んだ結果、これを通常の県民生活につないでいくためには、こういう課題が見えてきたというものはある程度学校で洗い出せるんじゃないのか。例えば、時期的なもの、量的なもの、価格のもの、質的なもの、そういったものがあるんじゃないかと思うんです。だから、そういう課題を政策課題として県の総合政策部なりに上げていって、これは県民運動として取り組むと言っているわけですから、そういったことで、今後、何か知恵が出ないかというのが1つ。これは今後整理してもらえばいいだけのことですけれども。もう1つは、ここで取り組んでおられるのは、地域版がより狭まって市町村単位での地産地消というような感覚が強いと思うんです。そこで当然生まれてくるレシピ、このレシピ交換なんかは、山と海とか全く違うところとやっておられるのかどうか。

○田村スポーツ振興課長 地場産物活用について子供たちにしっかり定着させて、大人になってもそういう意識を持ってもらうということは非常に大事だというふうに思っております。地場産物にはこういうものがあるとか、地域をしっかりと理解するような食育の取り組みというのも進めることは非常に大事だというふうに思っております。

それから、地域として非常に小さくなるということではなくて、地産地消のものを使ったレシピなんかを全県的に広げるというか、広域的に広げるという取り組みにつきましては、ホームページでありますとか、研究発表会とかそういうものも実施しておりますので、そういうところで実際には公表しております。さらには、これは延岡市の例なんですけれども、延岡がし

ました「のびのび食育」という報告書を各市町村に配布しまして、この中でも紹介されているという状況もございます。

**○坂口委員** 推進協議会ですか、そういったものを持っておられましたね。そこのところに入れていって、これはいけるよというなものについては、ホームページとかそういうのもあるんでしょうけれども、積極的にメディアを活用して取り上げていく。そうやって地域版を全県版に広げていくというのが一つかなと思うんです。

それと、学校で地産地消とかお弁当づくりの楽しさとかを教えていくことで、自分が社会人になったときに、家庭の中でそれを引き続きやっていくためには、そこでの価値観が、せっかく習ったことだからとか、楽しいからということではつながらないと思うんです。それを優先的に選択するものがそこに見出せない。だから地産地消なんだということ。そこからが政策課題として今後出てくるべきだと思うんです。その過程、過程でこういった教育指導をやっていくことは非常に大切なことです。それは人格形成の一つにつながるんでしょうけれども、そうではなくて、あくまでも、地産地消の割合をどう伸ばしていくとか、毎日の生活の中に地産地消をどう定着させていくかという委員会ですから、そこのところをぜひ、今後しっかり研究検討していただきたい。

**○前屋敷委員** 地場産品の活用については、総じて県民の意識が非常に高くなっていて、学校教育現場で食育とあわせて地産地消の取り組みというのは非常に大事だと思うんです。子供たちにとっても生涯を通じて大事なことなんです。が、実際、この2回でより効果的という点では、学校給食でどう地場産品を利用するかとい

うところが一つ大きな課題なんですね。データを示していただいています。これは全県で5校の調査になっているんですが、これで3割以上というような状況なんですけれども、県内にはかなり多くの小中学校がありますし、3割以上をこの5校のデータではかれるのかというのをまず1つ、御質問させていただきます。

**○田村スポーツ振興課長** 先ほども御説明しましたけれども、このデータにつきましては、サンプリング調査となっております。サンプル数が非常に少ないんですね。ですから、22年度の数値の34.4%、これが本県の実態というわけではないというふうに私たちはとらえております。実は市町村別の地場産物の活用状況というのを調査しておるんですが、全体的に見ますと40%を超えております。たまたまここでサンプル校となったところが低かったという状況もあったようにとらえられるという状況でございます。

**○前屋敷委員** 私は、地元の産品、新鮮なものを食材に使えるという点では、非常に効果が、使用価値もあるというふうに思うんです。それが教育の場にも生かされると思うんです。それと、生産する方々にとっても、子供たちの食材になるし、地域で消費できるという点では、今、冷凍食品などが幅広く使われておりますし、いろんな外国からの食材もかなり入っていると思うんです。そういったものも精査するというか、調査をして、どの程度のものかというのも一つデータとしてもいただきたいと思っているんですけれども、安全・安心、地場のものが即使えるという点で、学校現場では大いに活用してほしいし、予算的なものもありますので、一概にすべて地場産品、国内産というわけにはいかない部分もあろうかと思えますけれども、極力そういう面で活用することが必要だと思うんで

す。

それで、サンプル調査の中で、単独調理場、いわゆる自校、それと共同調理場、センターの調理場だと思うんですけども、自校で調理するほうが、より近場で食材が利用できるという点では私は非常に効果的だと思うんですけども、県内での単独調理場とセンターといますか、共同調理場の割合はどんなふうになっていますか。

○田村スポーツ振興課長 済みません。今、手元にその資料がございませんので、しばらくお待ちください。

○前屋敷委員 そういうことで、ぜひ身近なところでの活用というのを図っていただくことが必要かなというふうに思いますので、その辺は強い要望としてお願いしたいと思います。

○田村スポーツ振興課長 先ほどの御質問ですが、単独調理場については正確な数字はございませんけれども、共同調理場につきましては、今、県内に34設置されているという状況でございます。

○前屋敷委員 小中合わせて34。

○田村スポーツ振興課長 そうです。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○星原委員 今、いろんな意見が出ているところなんですけど、我々のこの委員会としては確かに地産地消のことなんですけれども、そういう中で、今、学校給食として、米飯給食とパンを使っている割合というのはどういう割合になっているんですか。

○田村スポーツ振興課長 1週間に5日間給食が行われますが、平均でいきますと3.2回ぐらいの米飯給食率になっております。

○星原委員 結局、今、家庭でもパン食が多い関係で、米飯だけにはできないという。米飯だ

けを取り入れている学校というのものもあるんですか。その割合というのはどうなのか。

○田村スポーツ振興課長 割合については手元にありませんが、完全米飯で実施しているところは、えびの市にあるという話は聞いたことがございます。

○星原委員 我が宮崎県は、第1次産業を中心にして支えられている県だと思うんです。先ほどレシピの問題が出ましたが、そういう研究をしていただいて、県内のものを使った米飯なら米飯の場合にはどういったものがありますか。多分、学校とかあるいは市町村単位で、メニューが月単位とかあるいは週単位で決まっていると思うんです。そういう流れの中に、毎月16日を「ひむか地産地消給食の日」と設けてあるんですが、もう少し幅を広げた形で、米飯の割合が3.2回ということで大半ですから、毎月同じような形じゃなくて、海辺の魚とか海産物を利用した部分と、山でとれたもの、県内でどういったものがとれているか、地産の部分というのはどういったものがあるかという社会科の学習の中で、そしてまた、地産のものを食べたことがあるかないか、食べてみたいものはいいのかとか、子供たちに話を聞いたりすることで、食に対するいろんな思いが子供たちにも生まれるんじゃないかという気がするわけです。

ですから、6ページの主な取り組み事例の中にそれぞれの地域の特徴を生かしたレシピがあるわけですが、先ほど坂口委員のほうからも出ましたが、それぞれの地域で、年に1回ぐらいでも回して、変わったものを食べてみることで、こんな食べ方、こういうものもあるんだとか、おいしく食べること、楽しく食べること、食べて子供たちも何かを感じると思うんです。それが我が宮崎県にあるんだというものを教育の中

で教えながら、子供たちの成長というか、そういうものにつないでいてほしいと思うんですが、そういう観点ではどういう考え方、取り組みをされているんですか。

**○田村スポーツ振興課長** ありがたい御意見をいただいたところですが、県内でそれぞれの地区におきまして、それぞれの郷土料理というんでしょうか、そういうものがたくさんあると思います。そういうものをいかに示していくかというか、公表していくかということが大事だと思いますので、学校の給食の献立を作成したりします学校栄養職員でありますとか栄養教諭がおりますので、そちらのほうでも、こういうレシピがあるんだというようなことをしっかり示したりしながら広げるような取り組みにつながっていかないかなということも、今考えたところでございます。

**○星原委員** ぜひ、それぞれの市町村の栄養士の皆さん方に研修会でもしていただいととか、何かそういうものを設けて、そういう場所でそれぞれのを持ち寄って、こういうつくり方、こういうものを食べさせていますとか、そういったこともいいのかなというふうに思います。

それから、「弁当の日」ということで、子供たちが自分でというんですが、今は「弁当の日」でも、コンビニ弁当を持っていったりする子供たちが結構多いという話を聞いているんですが、皆さん方教育委員会としては、その部分の把握というのはされているものなんですか。「弁当の日」で弁当を持っていく日に、お母さんとか本人がつくらずに、コンビニ弁当を持っていく子供たちが結構いるという話も聞いているものですから、そういうことを把握されているかどうかという意味です。

**○田村スポーツ振興課長** 「弁当の日」の実施

につきましては、学校のほうに事前にしっかり指導をした上で実施しているというふうに私たちはとらえております。今、委員が言われましたように、コンビニで買ってくるとか、そういう状況はないというふうに思っているところなんですけれども、いろいろ課題を設けながら、それに沿った形での弁当づくりに取り組ませるようにしていただいているところなんです。

**○星原委員** 「弁当の日」の県内での状況というのは、今、パーセント的に100%の取り組み状況なんですか。それとも50~60%なんですか。

**○田村スポーツ振興課長** 資料4ページの①のウに示しておりますけれども、小中校なんですけど、22年度が152校、昨年度が335校ということで、全小中校438校の中でこれだけの学校が取り組んでいるという状況でございます。

**○星原委員** 全校が取り組んでいるわけじゃなくて、438校中335校ですね。そうすると、取り組まれているところ、取り組まれていないところの子供たちの思いというか、子供たちは何を感じているかというのは把握されていて、「弁当の日」があることで子供たちの食に対する考え方が変わってきたとか、つくる喜びとか、やっているところとやっていないところの子供たちの感じ方というのは調査されているものなんですか。どうなんですか。

**○田村スポーツ振興課長** やってないところについての意識調査については、まだ実施はしておりませんが、実施した学校については、やって非常に良かったとか、小学生についても、すごく弁当づくりが楽しかったと。保護者の方たちの御意見を聞くと、当然、「弁当の日」の弁当をつくる時は親はできるだけというか、手を出さないようにという原則論みたいなのがあるんですが、でも、アドバイスをしたりする

ことによって会話が非常にふえて、団らんの機会になったとか、そういう効果的な御意見は聞いております。

○**星原委員** 最後にしますが、地場産物を食卓あるいは学校給食の中により多く取り入れるためには、子供たちが、「お母さん、学校給食でこういうものを食べたらおいしかったよ」とか、そういうことでまた家庭でも活用してもらおうとか、そういういろんな順繰りがあると思うんです。あるいは学校で食べたものを、今度は自分の弁当の食材にしてこういうふうにつくったらどうかとか、あるいは食べながら感じたことを今度自分でつくるときにアレンジしたりとか、いろんなことが子供たちの世界ではできるんじゃないかというふうに思いますので、地産地消プラス食育の分野で、おいしいものをいかにうまく食べさせるかという、そういう部分までひっくるめて今後ぜひ取り組んでいってほしいと思います。よろしく願いしておきます。

○**中野委員** 簡単でいいです。6ページ、学校給食における地場産物利用状況調査、この利用状況が食材数ベースで30%とか出ています。右に写真が載っていますけれども、例えば、米とそばろとミカンと、この中で材料を100種類使ってあれば、その30%、30種類が宮崎県産という理解でいいんですか。

○**田村スポーツ振興課長** そのとおりでございます。

○**中野委員** わかりました。

○**田村スポーツ振興課長** 先ほどの完全米飯給食のところですが、えびの市という話をしましたが、そのほかにも椎葉村、高千穂町のほうで週5回の完全米飯給食を実施している状況があるようです。

○**内村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**内村委員長** ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時56分再開

○**内村委員長** 委員会を再開いたします。

水資源関係で農政水産部がおくれていますけれども、総合政策部のほうを先にさせていただきます。

私は、この委員会の委員長に選任されました都城市選出の内村仁子といたします。よろしく願いいたします。

時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども11名がさきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席者名簿をいただいておりますので、省略していただいても結構でございます。

それでは、総合政策部の概要説明をお願いいたします。

○**稲用総合政策部長** 総合政策部の稲用でございます。よろしく願いいたします。

お手元の委員会資料をごらんいただきまして、これで本日の内容を説明させていただきます。表紙をお開きいただきますと目次がございます。今回は、県内における地産地消の現状と取り組みについてということで、4つの部からの説明でございます。まず、総合政策部から、地産地

消県民運動を初めとする県内経済や地域の活性化に向けた3つの県民運動の取り組みについて、次に農政水産部から、農水産業に関する地産地消について、次に商工観光労働部から、食品関連企業へのアンケート調査及び食品産業活性化のための支援措置について、最後に環境森林部から、県産材の地産地消について、それぞれ御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

**○金子総合政策課長** それでは、委員会資料の1ページでございます。本県経済や地域の活性化に向けた3つの県民運動の取り組みにつきまして、御説明をさせていただきます。

1の趣旨とございますけれども、今年度より始めましたこの3つの運動は、「知る、使う、広げる」という共通のコンセプトのもとに、県産品や地域の資源といった宮崎の宝を再発見し、磨き、その魅力を発信することによって、幅広い分野における地産地消や、県民による県内観光、さらには中山間地域の振興をテーマとした県民運動を重層的に展開して、本県経済や地域の活性化を図るという趣旨でございます。

2に3つの運動について記載してございますけれども、この一番基盤となりますのが、①の「みやざき元気！」地産地消”県民運動”でございます。従来から取り組んでおりました本県農林水産物の消費拡大、それに加えて県産材の利用あるいは県産品の購入促進、インフラ整備における県産木材・建設資材の利用促進、さらにはエネルギーですとか、あるいは公共交通機関の利用、そういった幅広い分野におきます地産地消を展開することで、県内での生産と消費の円滑な循環を図っていかうというもので

ございます。

それから、②に「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」でございます。県内観光や地域の交流・イベント等に参加いただく中で、観光・消費需要を喚起していかうというものでございます。

それから、③「中山間地域をみんなで支える県民運動」、中山間地域と都市部との交流・連携の促進等で中山間振興につなげていくというものでございます。①がベースで、②、③が特出しという整理でございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんいただきまして、そこにイメージ図が整理してございます。一番上にありますとおり、「みやざき元気！”地産地消”県民運動”が大きなベースとなっております。その下にさまざまな資源を書いております。農林水産物、県産品、建設資材、工業製品、港湾、エネルギー、公共交通機関、祭り・イベント。こういったさまざまな資源を磨いていくことによって、「知る、使う、広げる」、この循環をつくっていかうというものでございます。特出しとして100万泊と中山間の県民運動がぶら下がっているという状況です。これによって、下のほうの太い矢印につながっておりますが、消費の増につなげ、企業の収益増、さらには雇用の増という形で、宮崎県内におきます経済の好循環をつくっていかうという趣旨でございます。それから、左の上に記紀編さん1300年記念事業とございます。これも、宮崎の宝を生かしていくという意味では同じ発想でございます。ここらともうまく連携して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

再び1ページに戻っていただきまして、3の推進体制でございます。これは、今年3月に「みやざき元気！”地産地消”推進県民会議」とい

うことで、県、市長会、町村会、各経済団体の18団体から成ります官民の会議をつくったところでございます。

この役割は、県民、事業者等への普及啓発、県民ニーズの把握、そしてこの運動の推進に関することということでございます。

この会議の今年度の取り組みでございますが、まずは、今年度からスタートしたということもありますので、ホームページの立ち上げ、チラシ等の配布、県民大会・シンポジウム、これから秋にかけて、さまざまな食を切り口としたイベントあるいは地産地消推進月間とかいうふうな形で絡んでまいりますので、そこらに向けて、これを展開してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

資料に記載はございませんけれども、私どもが年1回、県民意識調査というのをやっております、その中で「地場産あるいは県産を意識して食材を購入しますか」というアンケート調査をやったんですが、78%の方が「意識している」というような回答がございまして、こういった形が地域の産業なり雇用、あるいは中山間地域を守っていくことにつながっていくんだというふうなことを、十分にその趣旨を御理解いただけるように、私どもも官民一体となりまして運動の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○内村委員長** 執行部がそろいましたので、暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午前11時5分再開

**○内村委員長** 委員会を再開いたします。

**○上山消費安全企画監** 農政水産部からは、農

水産業に関する地産地消につきまして、まず「みやぎの食と農を考える県民会議」の取り組み内容、次に本県の農林水産物を扱う直売所の現状、そして、食品産業に対する県産農畜産物の供給に関する取り組み、以上3点について説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをごらんください。まず、「みやぎの食と農を考える県民会議」の取り組み内容でございます。

(1)の県民会議の設立の趣旨につきましては、「食の宝庫みやぎ」の特徴を生かし、豊かで健康的な食生活の普及定着を図ることを目的として平成13年7月に設立されております。本県におきましては、この県民会議を中心としまして、食育・地産地消推進計画に基づき、県民運動として食育と地産地消を一体的に推進してきております。

右側にイラストがございましてけれども、これは県民会議のイメージキャラクターの「旬」でありまして、これは宮崎の明るい太陽を擬人化し、海をデザイン化したものでございます。

次に、(2)の県民会議の構成ですけれども、知事を会長としまして、会員には括弧書きにありますような幅広い分野から参加いただき、現在は131の団体が会員となっております。

次に、(3)の県民会議のこれまでの主な取り組みでございます。昨年度までは①から⑤までの5つの柱を中心としまして取り組みを進めてまいりました。

まず、①の県民運動の展開であります。ひむか地産地消の日や地産地消推進月間を定め、取り組んでおりますが、運動の主体は地産地消推進協力員の自主的な活動でございます。この協力員には7月1日現在で1,366名が登録されており、それぞれの地域で料理教室の開催など、さ

さまざまな活動に取り組んでおられます。

次に、②の食と農の絆づくりの推進であります。農林水産業の体験などによりまして、生産者と消費者が交流を進め、信頼関係を築くことは、地場製品の消費拡大にもつながります。このため、食と農の絆づくりコンクールにおきまして模範となる優良な活動を表彰し、取り組み事例を御紹介しております。昨年度はここに記載の3団体を表彰いたしました。特に三股小学校の取り組みは、平成24年度版の「食育白書」に掲載されるなど、全国的にも高い評価を受けております。また、消費者に地産地消をPRし、食育の取り組み状況を紹介する宮崎県食育・地産地消推進大会を毎年開催しております。昨年度は約1万人の方に来場いただいております。

次に4ページをお開きください。③の地域に根ざした食育・地産地消活動の展開であります。県民会議の7つの地域支部におきましては、地域性を生かした活動を展開しておりますが、活動の中心を担っておりますのは各地域の食育推進リーダーでありまして、写真にもありますような地産地消料理教室やマグロの消費拡大イベントなど、多彩な食育・地産地消のPRや、農業体験学習等を実施しております。中ほどの表にリーダーの地域別の登録数を示しておりますけれども、県全体では、現在、84名の方を登録しております。

次に、④の県有施設における食農プロジェクトの展開であります。これは県立高校や農業大学校等の施設と指導者を活用し、それに学生も加わる形で農業体験等を実施しております。写真にもありますように、参加者の多くは児童生徒でありまして、農業体験等を通して食と農業への理解を深めていただいております。本年度は、新たに高千穂高校も加えた7施設で実施い

たしております。

次に、⑤のみやざき地産地消こだわりの店の登録拡大であります。これは、地産地消に関心が深く、積極的に県産食材を活用している店を「こだわりの店」として登録し、その情報を発信することによりまして、地産地消を進めるものでございます。現在の登録状況は、表にありますように、全体で料理の店が164店、食材の店が68店となっております。5ページのほうにこだわりの店の大まかな登録基準と、左の方のぼりを載せておりますけれども、登録店にはこののぼりを配布し、県民会議のホームページ等の情報発信を行っております。また、資料にはございませんけれども、先ほど教育委員会から説明がありましたように、特に学校給食への地場産物利用など、教育委員会とは連携をとりながら食育・地産地消の取り組みを進めているところでございます。

以上が県民会議の昨年度までの主な取り組みでございます。

続きまして、(4)の今後の展開でございます。ただいま説明しました基本的な取り組みにつきましては、県民主導の運動として今後も充実させていきたいと考えております。これに加えて、今年度から新たに地域経済循環システムの視点を取り入れ、本県の豊かな食資源を「しゅんかんグルメ」として発信し、販売拠点と連携しながら消費拡大を進めることによりまして、地域経済の活性化につながる地産地消を推進していくこととしております。

この「しゅんかんグルメ」は、①に記載しておりますように、「しゅんかん」をひらがなであらわしております。これは季節を感じる意味の「旬感」と、鮮度等によりまして、そこに行かなければ食べられない一瞬の「瞬間」の両方の



意味をあらわしております。

次に、②の「しゅんかんグルメ」の推進体制ですけれども、フロー図の左の上にありますように、県民会議のほうが全体の事務局となりまして、右側に記載しておりますみやざきブランド推進本部など11の協議会と連携し、「しゅんかんグルメ」のリストアップなどを行い、さらにみやざき地産地消こだわりの店とも連携しながら、広がりのある取り組みとして進めていきたいと考えております。

その取り組みのイメージが、③の「しゅんかんグルメ」の情報発信と、フェア、イベント等の開催でありまして、ホームページや県の広報等で情報発信をしていきますとともに、「しゅんかんグルメ」を核としたイベントとしまして、例えば直売所や道の駅など、こういったものを広域的なフェアの開催などと連携させながら行うこととしております。

以上の取り組みによりまして、まず地元の方が楽しみながら地場産物の消費拡大につなげ、6次産業化への取り組み推進、さらには観光面へのセールスポイントなどにしていきたいと考えております。

県民会議の取り組みにつきましては、以上でございます。

続きまして、6ページをお開きください。本県の農林水産物を扱う直売所の現状でございます。

まず、(1)に直売所に期待される役割を記載しておりますが、直売所は、新鮮で地域色豊かな地場産物の提供のほかに、農作業体験等を通じた都市住民との交流、少量多品目を生産する高齢農業者などの活躍の場、さらには地域情報発信の場など、農村地域ににぎわいをつくり出し、新たな雇用の確保など、地域の活性化につ

ながる施設として大いに期待されております。

今回、本県における直売所の現状を資料として記載し、データを示しておりますけれども、直売所にはさまざまな営業形態がございまして、今回のデータはすべての直売所を対象としたものではございません。調査対象の施設は右下の米印に記載しておりますけれども、対象を地場の農林水産物を販売する直売所で、常設・有人の施設としており、農林水産物の販売面積が半分以上ない施設などは対象としておりませんので、全体の傾向としてごらんいただければと思います。

それでは、(2)の直売所の現状でございますけれども、左側のグラフ1に直売所数の推移を示しております。棒グラフの中に地域別の数字も示しておりますが、平成23年度では、県全体で149店舗となっております。全体の店舗数はここ数年横ばいで推移しておりますが、調査を開始しました平成14年度と比べますと、大幅に増加しております。

次に、直売所を販売額別に示したものが右側のグラフ2であります。平成23年度の棒グラフを見ますと、149店舗の中で販売額が1億を超えている直売所が23店舗となっております。この4年間の推移を見ますと、この1億円を超えるいわゆる大型の直売所の数が増加傾向にあります。

次に、商品の地場産物の割合を示しているのがグラフ3であります。この調査項目は、昨年度から新たに加えたものでありまして、地場産物の割合が90%以上を占める直売所は全体の60%であり、多くの直売所で地場産物を中心とした販売が行われております。

以上、直売所の現状につきまして簡単に説明させていただきましたが、(3)に県の今後の取

り組みとしまして2点ほど挙げております。先ほど、直売所の期待される役割を述べましたけれども、直売所は、農産加工品を販売する場としても重要な役割を担っております。売り上げを伸ばしていくためには、地場産物を生かした商品の開発や、消費者のニーズを反映した商品のラインアップなどが必要であり、このため、①としまして、農産加工グループの企業化や6次産業化などを通じまして、魅力ある直売所づくりの支援を行っていきたくと考えております。また一方では、販売額の増加とともに、社会的な責任も増していくと考えます。このため、②としまして、JAS法に基づく食品表示や食品の衛生管理など、研修機会等を拡充し、消費者が安心して地場産物を購入できるよう、さらなるレベルアップを図っていきたくと考えております。

直売所につきましては、以上でございます。

続きまして、7ページをごらんください。食品産業に対する県産農産物の供給状況と今後の取り組みでございます。

代表的な事例としまして、県内酒造メーカー向けの焼酎原料用カンショと加工用米について説明をいたします。

まず、①の焼酎原料用カンショにつきましては、グラフにありますとおり、毎年10万トン前後が供給されており、半分以上を県内産で占めております。なお、近年は、気象の影響に伴う収量減等が生じており、原料の安定供給の確保が課題となっております。

次に、②の加工用米につきましては、表の下の括弧書きにありますように、約2万3,000トンの需要がございます。従来は輸入米が使用されていましたが、米トレーサビリティ法の施行に伴い、酒造メーカーでは国産米の使用に切りか

える動きにあります。これを受けまして、本県では、平成22年度から出荷団体が県内焼酎メーカーに直接加工用米を供給する地域流通契約の取り組みが始まり、平成23年度の契約数量は、表にもありますように、571トンとなっております。

これらの状況を踏まえ、県としましては、(2)の今後の取り組みにございますように、県内産の原料カンショや加工用米の安定供給と利用促進を図るため、酒造メーカーと関係機関・団体等との連携体制の整備を図りながら、酒造メーカーのニーズに沿った醸造加工試験や新品種の検討等を支援するとともに、加工用原料の生産拡大に向けた条件整備や、低コスト多収技術の確立等に取り組んでいるところであります。

以上、農水産業に関する地産地消について説明させていただきました。特に食の地産地消につきましては、引き続き、本県の豊かな食資源を生かしながら、食育と一体となった食の大切さへの理解醸成を進めますとともに、地域経済活性化への一翼を担う取り組みという新しい視点も加え、県民会議を中心として、今後も県民主導の活動を支援していきたくというふうに考えております。

農政水産部の説明は以上でございます。

**○田中工業支援課長** 委員会資料の8ページをごらんください。工業支援課からは、食品関連企業へのアンケート調査及び食品産業活性化のための支援措置について御説明いたします。

まず、1の食品関連企業へのアンケート調査であります。(1)にありますとおり、この調査は、食品関連企業の県産農産物や、1次加工品の利用状況等を調査しまして、県内食品製造業育成のための基礎調査とすることを目的に、

(2)にありますとおり、平成23年1月に食品

開発センターと共同で実施したものであります。

アンケートの回答数を業態別に（３）に記載しております。１次加工業、これは冷凍野菜ですとか冷蔵野菜、ペーストやピューレ、粉末、塩漬け等に加工するものであります。それから中食、これは惣菜、弁当、レトルト食品等でありまして、31社。外食、これはレストラン、食堂等でありまして、34社。最後に１次加工業を除く製造業、これは菓子、ケーキ、パン、食肉加工品、漬物、焼酎等、いわゆる最終製品等を製造するところですが、171社。合計300社であります。県内、県外の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

（４）で調査結果の概要を説明いたしますと、まず、①は利用している農産物の産地の割合であります。円グラフ左上の１次加工業では県産の農産物が91%と高い割合を示しております。しかし、右下の１次加工業を除く製造業では28%、右上の中食では県産が20%、左下の外食では県産は5%となっております。

９ページをごらんください。②では「宮崎県産農産物を原料として利用したい、または利用拡大したいか」、という問いに対してですが、「利用拡大したい」との回答が70%と関心が高いことがうかがえました。

その理由としましては、③であります。③「産地消が重要」というのが69%、「商品イメージがよくなる」が41%、以下、「農業振興へ貢献したい」「産地情報・生産履歴がわかる」などとなっております。

次に、④の「原料として１次加工品を購入して利用しているか」、冷凍野菜ですとか、乾燥粉末、ピューレ等の１次加工品を使っているかでありまして、円グラフの左下の外食、これでは「利用している」が71%と高くなってい

ます。それ以外の業態ではおおむね半数程度となっております。

10ページをお開きください。では、１次加工品を利用している事業者のうち、その１次加工品の原料、これに宮崎県産がどの程度あるかを⑤で記載しております。左上の１次加工業では、県産農産物１割未満というのも23%ある一方、太線で囲んでおりますけれども、県産農産物が5割以上というのも合計で63%となっております。また、右下の１次加工業を除く製造業では、県産が5割以上というものが48%となっております。一方、右上の中食では、5割以上が30%、左下の外食では、逆に宮崎県産は１割未満というものが56%となっております。

⑥の宮崎県産農産物の１次加工品を利用する際の問題点であります。「価格が高い」が40%、「品質が一定でない」が36%、以下、「産地情報等の情報不足」「産地側との交渉が煩雑」「通年での仕入れが難しい」等となっております。

11ページをごらんください。⑦であります。これは１次加工業者に「県産農産物を原料とした１次加工品で要望があったが製造できなかったものがあるか」を聞いたものであります。要望を受けた業者、円グラフの右半分であります。「製造できなかったものがある」「製造できた」がそれぞれ26%と半々となっております。

⑧で「要望があったが製造できなかった理由」を記載しております。「価格の折り合いがつかなかった」「機器・設備が対応できなかった」がいずれも78%、「技術的理由」が72%となっております。

アンケート調査結果は以上であります。

次に、２の食品産業活性化のための支援措置についてであります。上の⑧にありましたように、「機器・設備が対応できなかった」あるいは

「技術的理由により要望にこたえられなかった」という企業が多いなど、まだまだ県内の1次加工業者は技術的に弱い部分がございます。このため、(1)の食品産業活性化対策事業を平成23年度から実施しております。食品加工業者と食品開発センターが共同で農産物の1次加工技術に関する実証実験を行い、得られた成果を地域の食品加工業者に移転・普及することによりまして、県産農産物の高付加価値化や1次加工技術の向上を図ることとしております。

また、(2)の食品産業新事業創出促進事業としまして、中小企業団体中央会に調査員を配置し、食品加工業者に対する巡回指導や研修セミナー、農業者などの素材提供者と食品加工業者とを結びつけるマッチング会の開催、優良事例集の作成等を行いまして、食品に関する新事業創出を促進することといたしております。

今後、関係部局と連携しながら、食品産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

工業支援課は以上であります。

**○河野山村・木材振興課長** 環境森林部でございます。それでは、12ページをお開きください。県産材の地産地消について御説明させていただきます。

まず、1の県産材の生産・流通状況についてでございますが、(1)の素材生産量につきましては、グラフに示しておりますとおり、人工林資源の充実に伴い増加傾向にありまして、平成23年は163万2,000立方で、このうち杉につきましては、過去最高の144万2,000立方で、21年連続で全国1位となっております。

次に、(2)の素材の流通でございますが、平成23年の県内の素材需要量は、フロー図の中ほどに網かけして示しておりますけれども、137万9,000立方で、このうちの国産材の製材用素材需要量

は119万立方となっております。

次に、右側の13ページをごらんください。(3)の製材品の流通であります。平成23年の製材品の出荷量は72万3,000立方で、全国第3位となっております。上の表にありますように、このうちの85%が建築用材で占められておりますので、製材品の出荷量は住宅着工の動向に大きく左右されます。また、製材品の出荷先につきましては、下のほうの表にありますように、県内が約3割、県外が約7割となっております。

次に、(4)の新設住宅着工戸数の推移についてでございますが、棒グラフをごらんいただきたいと思っております。平成20年は約7,800戸であったわけですが、翌年の平成21年には、リーマンショック等の影響から約5,600戸と大きく減少しております。その後はわずかながら回復してきておりますが、それでも平成23年は6,076戸と、いまだ着工数全体としては低い水準となっております。折れ線グラフの方は木造率を示したものですが、上が本県で、下が全国の木造率でございます。本県は71.6%と全国に比べ約16%高くなっております。

めくっていただきまして14ページをごらんください。2の県産材の利用促進に関する取り組み内容についてでございます。(1)の公共建築物の木造化・木質化につきましては、①の県産材利用推進に関する基本方針にありますように、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたのを受けまして、県では、同年11月に「県産材利用推進に関する基本方針」を改正しまして、公共建築物の木造化・木質化の推進に努めているところであります。1つ目の丸に書いておりますとおり、基本方針では公共建築物における木材利用の目標を設定いたしまして、民間が整備する病

院、老人ホーム等を含めまして、県内の公共建築物の木造率を、平成20年度実績が15%となっておりますが、平成32年には倍に当たります30%とする数値目標を掲げているところでありませう。表のほうにここ3年間の木造率を載せておりますが、平成23年の実績は25.7%となっております。次に2つ目の丸の市町村方針の策定状況でありますが、市町村方針につきましては、現在、26市町村のうち17市町村が策定を終えているところでありませう。残り9市町につきましても、年度内に策定を終える見込みでありますが、県といたしましては、できるだけ早期に策定されるよう、引き続き市町村に要請してまいりたいと考えております。

次に、②の県産材利用推進委員会の取り組みであります。当委員会は、副知事を会長といたしまして、関係部長などを委員として構成しております。これは、県が実施する事業等におきまして、県産材の利用を推進するために平成9年から設置しております。また、委員会の中には円滑な運営を図るための2つの専門部会を設けておりまして、書いておりますとおり、1つ目の丸のグリーン公共事業推進部会は、公共土木分野における木材利用を推進するために設置しておりまして、写真を載せておりますが、これは治山事業での利用事例でございます。また、2つ目の丸の公共施設等地域材利用推進部会は、県有建築物などにおきまして木造化・木質化を推進するために設置しているものであります。これらの2つの部会について庁内の横断的な取り組みを行いまして、県産材の積極的な利用を推進しているところでございます。

次に、③の木のある生活づくり推進事業であります。この事業は、県産材の利用拡大を図るため、民間のほうを整備します保育所や福祉施

設など、広く一般に利用されます公共性の高い施設の木造化・木質化を支援するものであります。写真左側のほうは木造の保育園でございます。右側は空港ビルの手荷物検査場の木質化に取り組んだ事例であります。

次に、15ページをごらんください。(2)の木造住宅の建設促進についてであります。まず、①のみやざきスギの家づくり活動支援事業であります。この事業は、丸の1つ目に書いてありますとおり、みやざきスギを積極的に活用して、産直住宅の建設・販売に取り組む団体が行います、建築主を対象とした県内の山林とか製材工場、住宅の見学会などのPR活動の取り組みについての支援。それから、2つ目にありますように、製材工場やプレカット工場などの木材業界と工務店とか設計事務所などの住宅業界の連携グループによります大径材とか乾燥材を活用した県産材活用住宅の取り組みについて支援。3つ目の丸につきましては、大工・工務店に対しまして、施工技術の向上を図るための木造住宅セミナーを開催するものであります。

次に、②のみやざきスギ新築・リフォーム支援事業であります。住宅建設を希望される方を対象に、建築設計士等を講師に招きまして、県産杉を使用した住宅の建て方、それから魅力をPRする講習会を開催し、受講者を対象に抽せんを行いまして、新築の場合には10万円を30戸分、リフォームの場合には5万円を20戸分について、県産材の購入経費の助成を行うものであります。

最後に、(3)の木材利用の普及啓発であります。杉コレde木育プロジェクト推進事業では、杉の新たな活用方法を提案する杉コレクションの開催などを通じまして、県民が木材と親しむ機会を提供するなど、県民に木材を利用するこ

との意義、重要性について普及する「木育」への取り組みを支援しているところでもあります。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がありましたらお願いいたします。

○河野委員 工業支援課のほうの食品産業活性化のための支援措置ということで説明がありましたが、地産地消のもしかしたら間接的な質問になるかもしれないんですけども、まず確認なんですけど、ことしの5月に福岡のほうで西日本食品産業創造展というのが開かれたんですけども、これに県のほうは出席されていますか。

○田中工業支援課長 私は行っていませんが、\*担当者は行っております。

○河野委員 もしかしたら資料はないかもしれませんが、県内の事業者の出展というか、そういうのは把握していないんですか。

○田中工業支援課長 現在、手元にありませんので、後ほどまたお渡ししたいと思います。

○河野委員 ちょっと意見ですけども、先ほどのアンケートの中でも、例えば、1次加工品を利用する際の問題点、それから、要望があったけれども製造できなかった理由の中で、さっき坂口委員がおっしゃった4つの観点も含まれていると思うんですけども、外での展示というか、そういうものでヒントを得ることが結構あるんじゃないかということ、それと、支援をするという中で、出展に対して支援をしていくということで、問題点をクリアできる可能性があるんじゃないかなということをおっしゃったものですから、意見として。以上です。

○内村委員長 先ほどの教育委員会のほうで出たものですから、それとの関連ということでした。

ほかにありませんでしょうか。

○西村委員 担当課がもしかしたら来ていないかもしれないんですけども、先ほど説明いただいた7ページの焼酎の原料用カンショに関係するかなと思う話なんですけど、今、葉たばこの転作奨励というものが非常に進んでいて、やめた後の農地をどう生かしていくかということが一つの課題だと思うんですけど、葉たばこをやっていたところがカンショとかほかの芋をつくったりするという話も聞いているんですけども、将来に向けての転作が今どのような感じで進んでいるのか、わかれば教えていただきたいと思っています。

○山内営農支援課長 葉たばこにつきましては、23年度の契約農家795戸、1,475ヘクタールのうち、55%に当たる716ヘクタールが廃作となっております。それで、委員がおっしゃいますように、転作関係ということで、県のほうも対策会議で推進をしておるところですが、6月の時点で、このうち520ヘクタールほど品目転換が地域から報告されております。この中で、カンショにつきましては、製菓用、原料用合わせまして168ヘクタール。それから、里芋についても55ヘクタール、バレイショについても48ヘクタールということで、こういった主幹品目については、やはり土地利用型の加工向けといいますか、契約取引等で安定供給が確保できるというような観点から推進しているところがございますので、いわゆる地場産品の活用という面でも、この葉たばこ転作等は進んでおるといふふうに考えてございます。

○西村委員 今のお答え、非常に的確に細かい数字までありがとうございます。私のイメージでは、今言ったような感じで、葉たばこをやっていた農地が、いわゆるカンショでありますと

※29ページ、右段に訂正発言あり

か、バレイショでありますとか、そういう芋の転作に向いているというような結果だと思っんですけれども、一つ怖いのは、今まで以上につくり過ぎて単価が下がっていくとか、一つの人気作物に集中していくということが、バランスをとりながらやっていかないと非常に難しいのかなと思っんですけれども、そういう問題点というのは報告されていないんですか。

**○山内営農支援課長** やはり葉たばこ自体が土地利用型の基幹品目でございましたので、その廃作に当たりましては、やみくもに品目転換するというのもあれですから、先ほど申し上げましたように、契約取引、いわゆる売り先が確保できるということを前提に推進しているという内容でございます。ですから、結果として、今申し上げましたように、転作520ヘクタールのうち、カンショ、里芋といった、いわゆる実需者がある程度確保できた段階でやるということです。ただ、言いますように、その辺の商談を進める中で確かにだぶつき感といいますか、そういったものに対する懸念というのも一方ではございますので、そういったことも踏まえながら、確実に売っていける品目を推進していくということかなと思っております。

**○西村委員** その中で、私が言ったように、例えば契約農家がふえていって単価が落ちていっているとか、そういう問題点はないのかという点はどうでしょうか。

**○加勇田農産園芸課長** 契約取引等につきましては、そういった事例は聞いてございません。ただ、この品目等を進めるに当たりましては、当然そういった販売の問題がございますので、JA等入っていただく中で推進品目を決めているところでございます。ただ、その中で製菓用向けにつきましては、本年の春作のバレイショ

でございますが、こちら辺が若干厳しい状況であったというお話は聞いているところでございます。こういった面も含めながら、今後また、推進品目等については検討を進めてまいりたいと思っております。

**○坂口委員** まず、資料の12ページですが、ちょっと補足して教えていただきたいんですけども、以前も何年か前に聞いたんですけども、今、国内での木材の需要量と、国内・外をどう使っているか。もう1つは、今、全国で年間にどれぐらい森林が成長して木材がストックされてきているのかということですね。これは経済林に限ってでいいんですけども、どんな状況なんですか。

**○河野山村・木材振興課長** 木材の需要量については、需給率で申し上げますと26.6%。

**○坂口委員** 率の問題じゃなくて、量。

**○河野山村・木材振興課長** 7,000万立方程度でございます。

**○坂口委員** 今、国内でのストックがどれぐらいか。経済林の成長率です。

**○河野山村・木材振興課長** 手元に数字を持っていませんので、後ほど。

**○坂口委員** 県内で杉が144万、他を入れて162とか163だったですかね。全国のストックの何%を占めているんですか、本県の成長量というのは。それは概算はできるから。

**○河野山村・木材振興課長** 後ほど数字をお伝えしたいと思います。

**○坂口委員** 今、欲しいんです。言いたいの、7,000万立米の中の23%と言われたですか、そうすると国内材が使われているのは1,500万立米ぐらい。まずこれを高めていくという努力も当然やらなければいけないわけですけども、その中の本県が供給しようとしているのは、主

に建築材ですね。100%宮崎県材を送り込んで、果たしてその中におさまる量なのか、1割でおさまる量なのか、144万プラス20万というのは。そこを知りたいんです。今、農作物で生産過剰の話が出ましたけれども、これだけ暴落していく、そして杉を植えろ植えろでやっていって、供給過剰も甚だしいぐらい、けた違いぐらいになっていく可能性があるんじゃないかということ。そここのところをまず知りたいと思うものですから、後からでもいいですから、今のは具体的に答弁をいただきたいということです。

次に、そのような中で1つには、14ページで、公共事業に使っていこうと、これももう随分長いんですけれども、②で、平成9年から副知事が会長になってグリーン公共事業推進部会というのを立ち上げてやっているんだと。公共事業に県産材を使っていこうと。副知事が会長についてやっているけれども、21年と23年では随分使用量は落ちてきているんですね。これは公共事業の削減もあるんでしょうけれども、毎年5%落ちたにしても、まだ10%でしょう。その中でこれだけ落ちてきているというのは、そこはどのような取り組みをされているのか。

**○河野山村・木材振興課長** 確かに公共事業費の額が少なくなっているという、そういった部分では、工事費が直接影響を受けますので、使われる工法といいますか、これも限られてくるということが言えるかと思えます。ただ、工種で木材が使われる部分というのはある程度限定される部分がございます。一番使われるのが土どめといいますか、木さく工、土をとめる工法なんですけれども、これが災害等発生しますと倍ぐらいの量になりますし、年度、年度で、そういった量というのは公共土木の場合には大きく変動しているという実態がございます。

**○坂口委員** それはわかっているんです。ただ、予算面からいうと10%ですね。その中でこれは650立米ぐらい減っている。予算の削減率としては消費量がかなり大きく落ち込んでいるというのが1つ。今言われたように、土どめ工とかあるんですけれども、ほかにも仮設工とか使おうと思っただけでいいあるんですね。ただ、なぜ使えないかという、設計の時点で決まってしまうんですよ。設計でこの土どめを何でやるか、2次製品でとめていくのか、蛇かごでとめていくのか、それとも間伐材を利用するのかというのは、設計の時点で決まっちゃうんですよ。そこで担当がどういう心がけを持つかということだけでも、より安いほうがいいとか、見えがいいほうがいいとか、見た目の安心感を求めようとか、そういった中で地産地消という心がけがなかったらこういう設計というのはなかなか出てこないんですね。どれだけの量がどこにあるかもわからない。設計をやれば運搬費から要るわけですから、どこの材木を現場まで持ってくるか、積算はどうやるんだというところ。副知事が会長になって9年から何年たつんですか。この数字を見るとそういった検討というのはやられていないんじゃないかと思うんです。そこはやられているんですか。

**○河野山村・木材振興課長** ここに書いてありますとおり、グリーン公共事業推進部会、庁内でも三公共の担当者が入っておりますし、農業土木とか、森林土木も含めて、担当者が、使われる工法、新たに使おうという分野も開拓しながら進めているところです。木材価格、これほど下落してまいりましたので、つい先ごろも、さらなる工法に導入していこうと、掘り起こしを皆で確認し合ったというところがございます。

**○坂口委員** 地産地消で柱を進めるんだと。地



産地消を進める設計というのはこういう設計がモデル的にあるんだ、これをやれば宮崎の「産」につながるんだということの共通認識を関係者が持つということです。そこらがないと思うんです。だからこんな結果が出ている。部局横断にも限界があると思うんです。林務で幾らやろうといったって、まず土木がその気になって、標準的な考え方を共通認識として持って、県の推進方策として総合政策部がしっかりこの方向を出していく。それを県は、基本の考え方に据えるというものがなくて、これが欠けているから進まないと思うんです。ここをどう位置づけるか。知事は、今回の産地消は、考え方は違うということは何度も言っているんです。県内にあるあらゆる産を県民がいろいろな形で使っていこうと。それを県民総力戦でやっていくんだということを言っているんです。今までと違うということ。だから、これがかけ声だけで終わらないためにも、そこにどういう工夫を出すかということを経済政策部に宿題として出しておきたいと思えます。答弁はいいんですけども、これはあくまでも手先にすぎない、手先でしかやっていけないということを言っておきたい。これを批判するんじゃないんです。このままじゃ幾らやっても限界ですよということを申し上げておきたいということです。

次に、そこで総合政策部にお尋ねしたいんですけれども、まず、幅広い分野における産地消。これは知事が言っていることだと思うんですけれども、エネルギーとか公共交通機関、あらゆるものを含めて取り組んでいくんですということをご言われているわけですね。③の中で、産地消的考え方の拡大から、持続可能な中山間地域づくりを目指す。「持続可能」というのはどういうことを言っておられるのか。

いつかは自立できるような集落に持っていくんだ、中山間地域に持って行って、後は自立していただくんです。そこにつなげるまで産地消の精神で、あらゆる地域資源を生かして、それを生活につないでいくんですという考え方で進められるのか。それとも、そこまで支援していこうということで、NPOだ何だと立ち上げられていますね。それから、いろんなイベントを組まれていますね。こういった支援策をずっと続けながら中山間地域を存続させていこうということ、ここではどちらを選択されているんですか。

○川原中山間・地域政策課長 持続可能な中山間地域についてでございますけれども、これにつきましては、中山間地域の方々の御意見等かアンケートをとりましても、「いつまでもこの地域に住みたい」といったような回答が大半でございますので、県といたしましては、そういった声にこたえるために、そこにいつまでも住み続けられるための一番は、所得がないと当然のことながらそこに住み続けることはできないわけですので、その部分を第一に優先課題ということで定めまして、今回の県民運動につきましても、経済活性化、中山間地域にお金が落ちるような取り組みと申しますか、県民全体でそういった運動に取り組んでいくことにしております。例えば、中山間地域で生産される特産品をみんなで買ひましようとか、あるいは消費しましようとか、あるいは商工のほうでやっていただきます100万泊県民運動、これと連携する形で中山間地域に宿泊しましようとか、あるいは企業等での研修、そういったものでも中山間地域の施設を使っていましようとかいったような形で、とにかく県民全体でこの中山間地域にお金が落ちると申しますか、循環するよう

な取り組みを進めていきたいということで、今回、この県民運動に取り組んでいくこととしたところでございます。

**○坂口委員** わかるんですよ。今、いろんな行政の支援とか、民間からの協力とか、総力を挙げてそういったところに持っていこうとされているわけです。それは大歓迎で、絶対必要なことだと思うんです。その行き着くところは、後は自然の流れの中でそういったものが宮崎の経済として定着しますというところを目指されるのか、そこにずっと支援策が続かなければ、それをとめた途端に終わってしまいますというところに行ってしまうのか、その整理はされているのかということをお尋ねしているんです。

**○川原中山間・地域政策課長** 大変難しい御質問だと思うんですけども、いつまでも支援し続けることが果たして可能かどうかという部分は多分あると思いますけれども、やはり、県としましては、そこに住み続けたいという方がいらっしゃるということがございますので、そういった方々の声を受ける形で、何らかの取り組みはしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

**○坂口委員** それはわかるんです。僕も必要だと思うんです。ただ、ずっとある程度のものを補完していなければ自己完結できないと。でも、それは必要だから補完してあげますということであればいいけれども、その限界が来たとき、ここを中途半端な精神で支えていっていたら、次の子供さんたちも帰ってくるかもわからない。また後も帰ってくるかもわからない。ある日突然、「もう宮崎県は限界です。後は自分らでやってくれ」となったときに、そういう目に遭わせてもいいのか。見通しを立てなくて中途半端な気持ちではだめですと。やるからには何年後に

自立に結びつけるんだということか、ずっと支え続けるんだということかを、まず考え方を整理して、それに沿った具体的な施策というものを今後、総合的にまとめていかないと、ことし1年、予算が幾らあったからどういうイベントを打ちましよう、ことし1年、100万泊に補助金を出しましよう、あるいはお店を出すなら補助金を出してあげますよとか、NPOにそれを受託させて何か支援させますと。ことしはできませんとか、5%削減になりますと。あるいは一括交付金になってから優先順位でやっていったらそんなものはなくなりましたなんていう、そういう罪つくりなことに結びつくような中途半端な精神でこういうことをやっちゃだめですよというのを言いたいんです。そこらのところをどういう気持ちでおられるかということをお聞かせいただきたい。

**○稲用総合政策部長** 今、坂口委員のほうからあった話というのは、まずどこに目標を置くか、それは基本的に自立できるということであるべきだと思うんです。そうしなければ、もし自立できないとすれば違う方法は何なのかということを選択していく。再編であったり、あるいは移ってきたいとかいろんなことがありますけれども、基本的には自立できる。そのために県として、あるいは民間の力もおかりしながら、できることは何なのか、これは中山間の振興計画等の中で年次計画でつくってきておりますので、それをただいたずらに5年間なり4年間なりをずっとローリングしていけばいいということではないと、基本はそういうことで考えております。

**○坂口委員** 中山間地対策のその考え方は第何次と何十年やってきているんですね。歯どめがかかっていないんです。だけれども、知事は、

おれのやる地産地消は違うんだということを公言しているんです。だから、どこが違うのか。今度いよいよ何年後には自立に結びつけるんだということで数値目標を設定すべきじゃないのかなと思うから、今こういうことをお聞きしているんです。今、解決策を示してくれということじゃないんです。まず考え方がどうあるのかというのを整理してほしいということです。

ですから、例えばなんですけれども、2ページを見ると具体的にいろんな図が記されていますね。さっき説明があったように、エネルギーから公共交通機関に至るまで地産地消の精神で。だから、地産の「産」とは何があるのか。公共交通機関になったら、宮崎交通もあのような形で再生支援を受けたけれども、そこにどういう資本が入ってきているのか、その資本を地産と見るのかどうかとか、そういったこと。一方では、公共事業では県内業者の優先とか言っていますね。そういったものをどう整理していくのかと。エネルギーといっても今、太陽光発電を奨励して、補助金まで出して誘導策をやっていますね。これだって、まだ歴史がないわけです。何十年もの歴史はないわけです。けれども、県がこれを大上段に振りかぶって推進していく。幾ら投資したこの太陽光発電が、今のところ年間何ワットの発電をします、だからかくかくしかじかでペイできますと。じゃ、10年、20年たったときに、それが老朽化したときに何%発電率が落ちるのか。そのときペイできるのかできないのかということまで責任持って推進していかないと、故障した、メーカーしか修理できません、メーカーを東京から呼んでくださいと。1人来れば5万、10万ですよ。そんなことを無責任にどんどん地産地消だといって進めていくんじゃ、先々行き詰まると。だから、

よほど腹を据えて徹底的に検証していきながら、どうやって進めて、何年後にどうやるんだ、そのことに県行政は責任が持てるんだというものをやっていかないと、単なる思いつきみたいなかけ声だけで進めているような気がするから危機感を持っているんです。

くどくなりますけれども、例えば、港湾と書いてある。ポートセールスを一生懸命やって、倉庫でも何でも宮崎の港を使ってもらおうということかもわからないですね。一方では漁港というのもありますね。漁港というのは水揚げが属地・属人といって、よその港で揚げている魚が大方なんです。それを宮崎で揚げろとなったときに、仲買がないじゃないか、これを築地まで運ぶための陸送の運賃が要るじゃないかとかいろんな課題がある。これを解決すれば、長く沖に出て我が家を離れて、何も東京に入りたくない、宮崎、油津に入りたいという船はたくさんいるんです。だけれども、我々は経済活動だから、運賃が余計かかるから入れないんですとなる。そういったものをずっと分析していかないと、今までやっていることはかけ声だけじゃないのかなと。

建設資材にしてもそうです。県内にどれぐらいの資材があるのか。中山間地に資材——これは資材と見るかどうかわからないけれども、現場に行っていた建設技術を持った作業員の人たち、それからオペレーターと言われるような技術あるいは資格を持った人たち、中山間地にどれだけの人的資源があるのか。そういったものを有効に県内に結びつけるためには、くどくなりますけれども、林務にも言ったように、今の公共事業なりの制度にぴったり合って、しかも、県の大きい推進方策に合った設計書とはいかなるものぞ。そのことをまず職員の皆さん、技術

者が共通認識を持って図面をかく、コンサルタントにそれをどうおろしていくんだと。それに従う人たちは県政の重点施策の推進に協力している。入札制度も総合評価方式があるじゃないかと。県内の下請を使っている、県内の骨材を使っている、県内にある重機や人を使っている、少々割高になるかもわからないけれども、同じものをつくるためにそういうものを選択して使っている。総合評価でそこにポイントをあげれば次の契約につながるじゃないか。公調達に関してはことごとくそういう精神を入れていって、これは法の範囲内で、県の重点的な政策に取り組んでくれる人たちには、それなりのあめをあげようというような入札・契約制度をつくっていくということ。

ここに推進県民会議というのがありますがけれども、ここにもしっかりした官民協働での推進対策本部を設置して、本部長というものをしっかり中心に据えて、そこが責任持ってこういったことを整理していく。対策本部を立ち上げて、その方向が出させるまで常勤でそこにいていただく。そういうことを総合政策部は取り組むべきじゃないかと思うんですけども、どうですか。

**○金子総合政策課長** まさに委員のおっしゃるとおり、官民一体で推進していかないといけないということで、18の団体——農水産、県産材、工業界、運輸業界、商工業、観光、そういった幅広い分野の方に参画いただいた推進会議というのを立ち上げております。そういった中で、具体的には、ワーキンググループという中で今後、具体策をもんでいくことになっておりますので、御指摘の点も踏まえて、地産地消の理念がより具体化するようにいろんな方策を検討してまいりたいと思っております。

**○坂口委員** これだけ大がかりな、これから解明していかなければならないというようなわからないところ含みのものなのでしょう。これは、全庁的なものを対策本部で組んで、総合政策部が中心になって、最終的には地産地消推進条例みたいなもので条例化していく。その枠の中でしっかりした考え方というものを持って、それを県民にお示ししながら、制度にのっかって進めていくということをやっていないと、ことしはどういう球を出そう、来年はどういう球が出てきた、金がなくなったからこれはやれないというようなことじゃ、今までの地産地消と余り変わらないんじゃないかと。中山間地の自立につながるような地産地消として考えて、それを実現しようとしたら、中途半端な取り組みじゃ僕は無理じゃないかなと。むしろ、その対象になった県民の人たちを迷わせるようなことになって、県がやってくれるぞ、人がたくさん来ました。ことしはもう来んと。県のこの事業はなくなったもの、補助金はことしから出ないものというようなことじゃ、余りにも悲し過ぎやしないかという気がするんです。だから、ぜひ腰を据えて取り組んでほしいということです。

そして、具体的に、県民が共通して同じ考えで持っていけるような条例なり、あるいはそれにたぐいするようなものをぜひともつくり上げてほしいということ。特に公調達。物品購入から、公共事業から、これだけ税を出していかれるわけでしょう。これだけ徹底した税金の使い方、地産地消に結びつけているということをまず自分らが範を示さないと、県民の皆さんお願いしますと言ったって、漠然とし過ぎると思うんです。

**○稲用総合政策部長** いろいろ御質問をいただく中で、運動というのがいわゆる表面的な意味

の運動じゃなくて、仕組みとかそのようなことまで含んだ形のことだということでの御質問であり、御提言であったと思うんです。この3月に会議を立ち上げて、今、動かしているわけですが、まさに民間も入り、もちろん県が中心になってやるべきことだと認識しておりますし、その中では先ほどの林務の公共工事絡みのことなども委員から御指摘ありましたけれども、そのようなことも含めて、正直言って共通認識の部分で欠けている部分があったと思います。自分自身を含めてありましたので、まず県庁の中でも共通できて、そのためにはどうするのかという、条例のお話云々ということについては、今後また我々が検討する中での一つの御提言だと思いますが、仕組み全体をきちんと動かせるようにしていくように、組織の話もありましたけれども、総合的に考えていく必要があるというふうに認識しております。

**○坂口委員** ぜひ、そういったことについてはやっぱり本格的に取り組んでいていただきたいと思います。先ほどの件で林務が把握できたかどうかかわからないですけれども、需要・供給のバランスをとる。これは国の考え方に基づかないと、使っていく木材の何倍ものものがどんどん蓄積していっていけば、杉も6,000円が5,000円、4,000円となっていくますよ。だから、そういったことから整理していく。それには国がどう今の山を守って、経済的に成り立たせようとするのか。ということは、切れる山の面積を狭めていく。切れない山に対しては国が責任持ってそこを補償していく、そういったことまでいかないと木材の値下がりというのは阻止できないと思うんです。せっかく宮崎がこういうものをやられるのなら、行政が整理して行って、そして国に対しては、国が解決すべきと。あるいは

は市町村に協力させるべきことは市町村に協力させる。その範はまず県が示す。地産地消とはこういうものだということを示さなければ、それは本物には行き着かないような気がするんです。

**○河野山村・木材振興課長** 先ほど坂口委員からお尋ねのありました県内の杉の1年間の成長量でございますが、260万立方でございます。先ほど、国内の1年間の木材需要量が7,000万立方と申しあげましたけれども、大体3%に相当するということでもあります。

**○坂口委員** 県内だけじゃわからないんですけども、バランスが完全に壊れているんです。売れる以上のものがストックされていって、どんどん在庫がふえていっている。だから、ここを解決しないとだめじゃないかという気がする。

**○内村委員長** 時間も押していますけれども、ほかに質疑は何かありませんか。

**○星原委員** 時間が過ぎているんですが、今、坂口委員が言ったように、そういうことだと思うんです。地産地消の分野で本県の経済、あるいは地域を活性化するためにいろんな説明をいただいたと思っています。ただ、これまでずっと見ていて、どうしても今の本県の経済状況とか、中山間地の置かれている状況を把握したときに、こういういろんな取り組みは取り組みでやっていかざるを得ないんですが、掲げた3つの運動にしても、1年目にこういう形、2年目にこういう形、3年目にはこう、あるいは5年後にはこうするんだという、そういう数値を掲げて、その目標が毎年達成されていっているのか、達成されない場合はどういう課題があるのかとか、あるいは達成されればこの成果をどういうふうに広げていくのか、もうそこで終わりののかとか、ちゃんとそういう部分を把握しな

がら進めていかないと、言葉はいろんな形で踊っているんですが、本当に県民のためになった政策、生きた政策になっているかどうかというのを追っかけていかないと、いっぱいいい形が掲げられているんですが、そのことの本当に成果が出たのかどうか、あるいはもうちょっと広げるためにはどうするのか、あるいは終わったものは切っていくとか、その辺の部分をどうやっていくかというのが、きょうはたまたま総合政策、商工、環境森林、農政といらっしゃるわけです。そういう中で、総合政策部がその取りまとめをして、それぞれのところと打ち合わせして計画を立てていって、そのことが目標達成になる。達成した場合でも、なぜ景気がよくなるか、地域あるいは中山間地が疲弊していっているのか、その原因がどこにあるのかとか、そういったものを求めていかないと、政策だけが掲げられても、目指した目的とか目標に行っているのか、あるいは行くのかなという懸念があるんです。その辺のところを考えて取り組みをしていってもらいたいというふうに思うんですが、その辺についての考えはどうなんでしょう。

**○金子総合政策課長** 御指摘のとおりかと思えます。まだ運動を立ち上げただけで、おっしゃるように、どういう工程でやっていくのか、そして各庁内のいろんな施策も含めて、この趣旨の具現化というんでしょうか、伝えていくかという形のものがまだ正直言ってございません。おっしゃるように、まずきちんとその工程を組んで、そしてその検証というんでしょうか、こういった作業もきちっとやっていきながら、最終的には県内経済、地域の活性化というのにつなげていくのが眼目でございますので、庁内連携も当然大事だと思います。そういった意味では、私どものセクションがリーダーシップをとりなが

らきっちりやっていきたいというふうに思っております。

**○星原委員** お願いしておきます。

**○田中工業支援課長** 済みません。1点、訂正でございます。先ほど、今年度、西日本食品見本市関係、職員が行っておりますと言いましたが、今回は行っておりませんでした。

そのほか、毎年、この展示会以外にもFOODEX JAPANとかいろんな食品関係のがありますので、そちらについては担当者なりが行っております。以上でございます。

**○内村委員長** では、以上で委員会を終わりたいと思います。どうも執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後0時12分再開

**○内村委員長** 委員会を再開いたします。

1時から議運ということだそうですから、早速していきたいと思えます。

協議事項の1の県内調査についてであります。

まず、資料1をごらんください。8月1日からの県北調査ですが、調査先につきましては、前回の委員会で決定いただいておりますので、8時50分県議会集合となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資料2をごらんください。8月23日(木)からの県南調査であります。調査先につきましては、前回の委員会で御協議いただきました内容を反映させておりますので、御確認ください。ごらんのような日程で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、9時に県議会集合となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項2の県外調査についてであります。

県外調査は、11月5日（月）から7日（水）までの2泊3日で予定しております。次回、9月定例会中の委員会では日程案をお示ししたいと思いますので、今回、皆様から、あらかじめ御意見を伺いたいと考えております。調査先につきまして御意見や要望がありましたらお願いいたします。

それでは、意見がないようですので、県外調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項3の次回委員会につきましては、9月定例会中に行うことを予定しております。次回委員会での執行部への説明、資料要求については、先ほど、坂口委員より提案がございましたとおり、公共事業、物品調達の分野での地産地消のあり方について、執行部への説明、資料等の要求を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

最後になりますが、協議事項4のその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないということですので、次の日程について確認いたします。次の委員会としては、8月1日（水）からの県北調査となります。8時50分県議会集合となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次回委員会は、事務局案では、9月定例会中の9月25日（火）午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会は閉会いたします。

午後0時15分閉会